

第 57 回 緊急時対策指針検討会 議事録

1. **開催日時** 2024 年 3 月 5 日(火) 13 時 30 分～14 時 30 分
2. **開催場所** 一般社団法人 日本電気協会 B 会議室 (Web 会議併用)
3. **出席者** (順不同, 敬称略)
出席委員: 安田主査(北陸電力), 玉井副主査(北海道電力), 磯野(日本原子力発電),
後藤(関西電力), 財田(中部電力), 高橋 (東京電力 HD), 三村(中国電力),
河津(九州電力), 三浦(東北電力), 三島(四国電力) (計 10 名)
代理出席: なし (計 0 名)
欠席委員: なし (計 0 名)
常時参加者: 佐々木(北海道電力), 林(九州電力), 伊藤(北陸電力),
山本-(日本原子力研究開発機構) (計 4 名)
説明者: なし (計 0 名)
事務局: 梅津, 田邊 (日本電気協会) (計 2 名)
4. **配付資料**
資料 No.57(1)-1 原子力規格委員会 運転・保守分科会 緊急時対策指針検討会名簿
資料 No.57(1)-2 原子力規格委員会 運転・保守分科会 緊急時対策指針検討会名簿
(日程調整)
資料 No.57(2) 第 56 回 緊急時対策指針検討会 議事録 (案)
資料 No.57(3) JEAG4102 改訂検討に向けた検討課題について

5. 議事

事務局より, 本会にて, 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律及び諸外国の競争法に抵触する行為を行わないことを確認の後, 安田主査の開催挨拶があり, 議事が進められた。

(1) 代理出席者, 委員定足数, 常時参加者, 説明者, オブザーバ, 配付資料の確認

事務局より, 現時点で出席委員数は 10 名であり, 分科会規約第 13 条 (検討会) 第 15 項に基づく決議に必要な「委員総数の 3 分の 2 以上の出席(7 名以上)」を満たしていることが確認された。その後常時参加者 4 名の紹介があった。

(2) 前回議事録の確認

事務局より, 資料 No.57(2)に基づき前回議事録案の紹介があり, 分科会規約第 13 条 (検討会) 第 15 項に基づき, 正式議事録にすることについて決議の結果, 特にコメントはなく承認された。

(3) JEAG4102 改定に向けた検討課題について

安田主査, 各担当委員及び各担当常時参加者より, 資料 No.57(3)に基づき, JEAG4102 改定に向けた検討課題について説明があった。

主なご意見・コメントは下記のとおり。

- ・ 資料 No.57(3)6 頁の解説表-9 の変更箇所について。緊急時演習として, 緊急事態に至らないことを想定した総合的な演習と, 緊急事態が発生した通報訓練及び体制構築に係る防災訓練を組み合わせて実施とあり, この演習の中でどの訓練を指しているのかが分かりにくい気がする。緊急時演習の中で分けて実施できる, 程度の記載でいいと考える。
→ 詳細に分けて記載しているが, 必要に応じて単純な記載にすることも検討する。
- ・ 資料 No.57(3)16 頁のプラントパラメータにおいて, 原子炉冷却材中よう素濃度を削除す

ることになっている。確かに全ての欄が「－」になっているが、冷却材中よう素濃度は燃料被覆管の損傷を検出するパラメータになるため、項目自体は削除する必要はないと考える。

- 燃料の破損を検知する重要なパラメータであることは間違いないので、障壁欠損の判断にはないという観点で項目を入れておくのでも良いと考える。
- ・ 保安規定でもよう素濃度上昇率を見ている。したがって、よう素濃度が上がって燃料被覆管の破損だとなった際、これは（障壁の欠損に）該当しないのかという、変な議論が発生しないかということで確認した。
- よう素濃度は重要なファクターであるが、EAL上では関係ないということを明確に理解するため、項目は残す方向で修正したい。
- ・ AL21についてBWRでしか議論していない。PWRだと漏えい率が保安規定値を超えた場合に、保安規定に基づく措置Aと、措置Aが失敗した場合には措置Eというのがあり、12時間以内にモード3、56時間以内にモード5ということだが、それも含めて抑えられなかった場合には、AL21の判断という形で、防災業務計画にもそう書いて届け出をしている。そうした場合、AOTの措置でどの時点でALと判断するかについて、今の提案だとPWRとBWRでレベル感に違いが出て来ると考える。このアイテムについてはBWRだけで議論し決めるのではなく、PWRとBWRの考え方の整合ということも必要であると思う。もし議論済みであればそれを教えて欲しいと考える。
- そこまでは、議論できていなかったもので、それについては一旦議論をした上で、その後各社に意見を伺いたいと考える。
- ・ SE23の修正について、変更前「熱交換機器に冷却水を供給する機能（代替の冷却機能を含む）」から変更後「最終ヒートシンクへ熱を輸送するために必要な機能（原子炉補機冷却設備及び原子炉補機冷却海水設備等による冷却機能）」となっている。代替の冷却機能というニュアンスが読めなくなっているが問題ないか。
- 代替の冷却機能は、原子炉補機冷却海水設備等を含めていると考えている。また設置許可でも、原子炉補機冷却海水設備等は代替の冷却機能も含めると思う。
- ・ (3)で「即応性を有する設備」とある。代替の冷却機能は現場での系統構成等が必要となるので即応性は無いと思うが、ここでは代替の冷却機能を含むと考えて良いのか。
- (3)記載については、特重やSA設備を加えた時に、DB設備ではなくSA設備でも良いと言うことで加えたものであると思う。代替冷却設備が(3)を満足するのであれば良く、原子炉補器冷却海水系に代わるような設備が有り、中央制御室から操作できる場合には代替設備として運用して良いと考える。
- ・ 代替の機能も、即応性を有する設備を対象とするということで理解した。
- ・ 今の議論からすると、「・・・海水設備等」という表記だと分かりにくいと思っており、「代替冷却設備を含む」の方が良いのではないかと思う。
- 記載については改めて検討させて頂きたいと考える。
- ・ 幾つかコメントを頂いているので、修正をした上で改めて各社にメールベースでコメント依頼をしようとする。また対応が未完了な部分についてもメールベースで対応したい。
- ・ タスク⑤のうち、BWR特重に関する検討が残っており、これは東京電力が担当と理解しているがよいか。
- 了解した。検討してまずはメールベースでご意見をいただきたいと考える。

(4) その他

次回緊急時対策指針検討会については、4月から5月を目途とし、改めて調整する。

以上